

辺地における近世農村の成立 (二)

— 豊後国直入郡城後村の場合 —

佐藤 満洋

四 近世初頭の農村構造

(A) 文祿検地帳にみる城後村

(イ) 文祿検地帳の概観

城後村では先項で述べたように近世初頭の文祿二年(一五九三)の太閤検地を皮切りに、慶長三年(一五九八)の太閤検地及び同十三年(一六〇八)の竹中伊豆守による検地が行われており、前二者には検地帳写が、後者には名寄帳写がそれぞれ残っている。以下これらの諸帳によつて城後村の農村構造を検討してみたい。

まず文祿検地帳写についてみると、同帳裏表紙内側に「御前竿山口玄番守様御竿城後村本水帳」と書いてあることから写本であることを知り得るが、いつ頃の写本であるか明らかでない。記載内容についてみると、文祿二年当時、城後村は本村の他に「中帳」^②と「萩原」の二カ所の枝郷ができてゐる。「中帳」は現在地名が残つておらず、正確な所在範圍を知ることができないが検地帳では本村と中帳は区別なく入組んで記載してゐるので、おそらく今日の本村東側の小字狸穴の地域であつたらうと考えられ、枝郷としての歴史は古かつたのではないかと考えられる。

これに対し、萩原は独立して記載されており、本村との間に五頁の余白がおかれている。これは本村との距離的なものと、萩原の方が中帳よりも開発の歴史の新しいことを物語るものであろうか。

また本村の石盛総計は本村・中帳の後に附箋に書いて貼付してあるが、中帳分の集計はみられないので中帳分の附箋は紛失したものと考えられる。萩原分の集計は萩原分の記載に引續いて書かれており、城後村全体の集計は附箋に書いて帳尻に貼付

してある。

袂地帳の登録人は惣兵衛の一町七反五畝二十五歩、十七石七斗四升一合を筆頭に五十三人あり、この他に人名とは考えられない「城後内」「走人」「失人」「主無」等が若干みられる。(第九表参照)

城後村の田畑屋敷の総面積は十七町一畝十五歩で、総請高は百五十石三斗三升七合(袂地帳記載高は百五十石七斗二升六合)となつてゐる。第九表は袂地帳の登録人を持高順に並べたものであるが、登録人を五十三人と教えたのには問題があるかとも考えられるので筆者の見解を述べておきたい。

第九表六番の八介は、袂地帳には「八助・八介・鉢助」と三通りの「ハチスケ」が書かれてゐる。「八助・八介」は袂地帳の各所に見られるが「鉢助」は一カ所しか見られないので、或は別人かとも考えたが、五年後の慶長三年の袂地帳写(後述)には「八介」一人になつてゐるし、小さな村の中に同訓異字の人物が三人もいることはまずないと考えてよいのではないだろうか。更にこの文祿検帳は写本であるので、筆写の過程での誤りもあり得ること等から一応「八助・八介・鉢助」は同一人物と考へて「八介」に統一した。

また八番の「内藏丞」も袂地帳の各所に「内藏丞・藏丞・藏之丞」と三様の名前が出てくるが、ともに「クラノジヨウ」であるので右の八介の場合と同様の見地から同一人物として持高を集計した。

二十五番の「勘五郎」は上畑一筆しか請作してゐないが、名前の左肩に「甚」と小さく書いてある。しかし「勘」を消してないので「甚五郎」に訂正したとも考えられない。それで本稿では「勘五郎」とそのままにした。

五十番の「向」は人名かどうか疑問が残るが一応登録人として考へ、また五十一番の「祖母」は人名ではなく、誰かの親系の祖母かと考えられるし、屋敷畑を請作してゐるので登録人として数えた。

五十四番の「城後内」は人名か或は城後村の総作地を意味するものか明らかでないし、五十六番の「庵免」^(カ)は人名とは考えられないので、本稿では一応五十三番の善右衛門までを袂地帳登録人としてあつかつた。また五十五番以下の走人や失人、

主無の田畑等はいわゆる「すて田」かと考えられるが、走人・失人・主無等は どうして書き分けたのか明かでない。

このほかに二十二番の長右衛門と三十四番の新七は、ともに名前の右肩に註書が次の様になされている。

ところせ
中田八畝 八斗八升
(中帳)
与三衛門
長右衛門

同所
中田八畝 八斗八升
(中帳)
きもいり
新 七

(○)内註は筆者)

長右衛門の右肩の与三衛門は検地当時の城後村にはみられないし、また五年後の慶長三年の浪地帳にもみられないので、他村の百姓で城後村内の「ところせ」に中田八畝を持つており、長右衛門は分附百姓となつていたのであろう。

新七の註書は「きもいり」となつていたのでこれは村役の肝煎を示すものである。肝煎がわずかに中田八畝の一筆しか請作しておらず、一石未満の持高では少なすぎる感があるが、仮りに、彼は隠居していて肝煎を勤めていると考えれば持高が少くてもさほど不自然ではない。

以上、文祿検地帳写について概観したが、次に持高による階級構成について考察を進めたい。

(ロ)持高別階層構成

文祿二年当時における城後村の個人別持高は第九表に示したように、惣兵衛の十七石七斗四升一合を筆頭に、以下善右衛門の三升までの五十三人が検地帳に登録されている。

耕地面積の広さにおいては二番の七郎が二町五畝で、一番の惣兵衛の一町七反五畝二十五歩よりも多いが、惣兵衛が上田を六反余持つているのに対して、七郎は上田が皆無であるため石高において惣兵衛の方が勝つている。この二人が城後村にお

る持頭で、十五石以上はわずかにこの二人だけである。

三番の太郎左衛門と四番の善吉の二人が十二石余、十石余でこれに続いてゐる。五番の源三郎は九石七斗余で十石近くを請作しているが、六番の八介になると六石七斗余となつておりここに大きな断層が生じてゐる。続く知諾記が五石五斗余で、五石以上十石未満には右の三人がみられる。

第十表は持高別階層構成を示したものであるが、以上の上位三階層は二人、二人、三人ときわめて少数で、この三階層を合わせても検地帳登録人の十三・三%にしかならない。しかし持高は村高百五十石三斗三升七合に対して、右の七人の持高合計は八十石一斗九升六合で村高の五十三・二%となり、村高の半数以上を持つてゐるのが注目される。

(第10表) 文禄2年持高別階層構成

持高	人数	百分比	屋敷 敷 請 百姓	屋敷 敷 数 戸	屋敷 敷 数 戸	備考
15石以上	2人	3.8%	2人	2戸	1戸	
10～15石	2	3.8	2	3	3	
5～10石	3	5.7	2	3	2	
3～5石	6	11.3	3	3	0	
2～3石	6	11.3	0	0	0	
1～2石	12	22.6	2	1	1	
0.5～1石	8	15.1	0	0	0	
0.5石未満	14	26.4	3	1	2	
計	53	100	14	13	9	

- 註 ① 城後内 4升8合・走人 4斗
6升・庵免 2升4合・失人
6石9斗5升3合・主無 8斗
は本表から除いた。
- ② 失人屋敷1石2斗(1筆)も含まれていない。

三石以上五石未満層には八番の内蔵丞以下十三番の浄泉までの六人、二石代には十四番の源四郎以下十九番の与右衛門までの六人がみられ、それぞれ全登録人の十一・三％となつてゐる。一石代は二十番の鉄丸以下三十一番の助一までの十二人で、全体の四分の一近い二十二・六％となつてゐる。五斗以上一石未満は三十二番の監物以下三十九番の新介までの八人でやゝ少くなるが、五斗未満層は十四人で人数は最も多く全体の二六・四％となつてゐる。しかし、持高の上で十四人合わせてもわずかに三石九斗八升七合で村高の二・七％にしかすぎず、先述の五石以上の七人の持高が村高の五十三％であつたことと対象的であるのが注目される。

以上のように零細な百姓請をした登録人が多く、三石未満層の者は四十人にも達し、全体の七五・四％という数字を示すのに持高は村高の半数に満たないのである。

しかし、屋敷持百姓についてみると、五斗未満の登録人中にも三人屋敷請をしているのがみられる。

第九表によつてみると十石以上の四人は、惣兵衛が屋敷と屋敷畑を各一筆持つており、七郎が屋敷を一筆、太郎左衛門が屋敷畑を二筆の計三筆、善吉が屋敷を二筆、屋敷畑を一筆、都合三筆をそれぞれ持つており、合計九筆となり、屋敷、屋敷畑総数二十二筆中（失人分屋敷一筆は除く）の四割強を所有している。

しかし五石以上十石未満の三人中、一人は無屋敷登録人である。更に三石以上五石未満の六人についてみれば半分の三人が無屋敷登録人である。請高二石代の六人は全員屋敷を持つておらず、一石代の十二人中には二人の屋敷又は屋敷畑持がみられる。五斗以上一石未満層には屋敷持はなく、五斗未満層に三人の屋敷又は屋敷畑持がみられ、必ずしも持高の大きい者だけが屋敷持ではないことを知ることができる。

そこで先項で述べた天正十二年（一五八四）の屋敷持が文祿検地でどのように登録されているか、その変化を検討してみよう。

(第11表) 文禄検地にみる天正12年の
在家所有者

番号	天正12年(1584)		文禄2年(1593)		備考
	氏名	在間 家数 間	屋敷 (畑)	請高	
1	城後三河守	15	畝・歩 や5・10 ヤ2・20	百石并各 17・741	惣兵 衛カ
2	〃右近大夫	5		1・200	
3	首藤舎人	5	(舎人)	64	
4	城後雅楽助	4			
5	源四郎	4		2・639	
6	城後新助	3	(新介)	520	
7	太郎左衛門	3	や3・00 ヤ2・25 16	12・778	
8	源十郎	3		881	
9	城後六郎	2			
10	九郎右衛門	2	や・20	1・134	
11	仁三郎	2	(甚三郎)	1・342	
12	仁四郎	2	(甚四郎)	1・393	
	計	13軒	や2筆 (3) ヤ(3)		

註 や = 屋敷・ヤ = 屋敷畑

天正十二年の城後三河守は大友氏改易後は何と称したか城後田北氏系譜は明らかにしていないが、間口十五間の在家にはかなり広い屋敷地が伴うと考えられるので、文禄検地帳をみると筆頭の惣兵衛の屋敷は五畝十歩と広く、加えて最高の百性請をしているので、あるいは惣兵衛が城後三河守か、又はその跡ではないかとも考えられるが推測の域を出ない。

第十一表は天正十二年の「城後拝領分間別銭注文」にみられる城後村関係分の在家持十二人が文禄検地帳にどのような名前を記しているかを示したものである。城後三河守を惣兵衛とする推測を除いて、明らかに天正十二年と文禄二年の両史料で名前

が合致するものをあげると右近大夫をはじめ九人を数えることができる。(新助二新介・仁三郎二甚三郎・仁四郎二甚四郎の推定は先項「天正十二年の間別銭注文にみえる城後村の在家」参照)このうち屋敷又は屋敷畑請をしているのは七番の太郎左衛門と十番の九郎右衛門の二人だけである。太郎左衛門は天正十二年には間口三間の在家一軒であつたが文祿検地当時には屋敷三畝と屋敷畑二畝二十五歩及び十六歩の計三筆を所有しており、請高は十二石七斗七升八合で城後村の上層階級にその名前をみせている。九郎右衛門は天正十二年には間口二間の在家二軒を所有していたが、文祿検地では屋敷一畝二十歩の一筆になり、請高は一石一斗三升四合で下層に位置している。(第十表参照)

又、屋敷請をしていない他の七人についてみると五番の源四郎は二石六斗余を請作しているが、右近太夫・甚三郎・甚四郎の三人は共に一石余で下層に位置している。新介助と源十郎は五斗以上一石未満層に、更に舎人はわずか六升で全登録人の最下層の五十二番(第九表)に位置している。

このようにながめてくると、天正十二年当時の在家所有者は一部を除いてことごとく没落したかの感があるが、先にも述べたように「きも(肝煎)いり」と書かれた新七が無屋敷登録人で請高はわずかに八斗八升であるのと同様に、単に請高の集計や屋敷請の有無のみでは当時の村の実態把握のできないことは、速水融氏④によつてすでに指摘されている通りである。

検地帳の屋敷数及び屋敷畑は、前者が十三筆、後者が九筆の計二十二筆となつており、両者の間には質的な相異(後述)はあつても「家」の存在することには変りがないであろうから、仮りに一筆一軒とすれば二十二軒でしかなく、全登録人数の二分の一弱の数であるので、登録人全員が城後村の住人と仮定した場合、一軒当平均二・四人強の登録人が住まねばならないことになる。

とすれば、天正十二年の在家所有者全員が必ずしも屋敷請をしていなくても不思議ではなく、天正十二年から文祿二年までの九年間に死亡して当主の替つた者もあろうし、或は隠居して屋敷請をした後継者である登録人の屋敷に同居ないしは、同一屋敷内の別棟の家屋に居住していた者もあつたであろう。隠居同居または隠居別家等の全国的な事例は宮川滿氏⑤によつてす

に実証されていることであるので、城後村にあつても同様であつたと考えてよいだろう。城後村において隠居別家の事例として第九表五十一番の「祖母」をあげることができる。この場合、「祖母」は人名ではなく親系の祖母をさすものであろうし、同村内の有力者——使地帳記載の段階で祖母とのみ書ける者といへば惣兵衛か七郎、太郎左衛門等の有力農民であらう——の祖母で、萩原に隠居家（屋敷畑）一畝十歩を登録され、使地帳登録人となつたのであろう。

このような隠居と考えられる事例もあるので、天正十二年の在家持が九年後の文祿二年に使地帳の上で無屋敷登録人になつていても必ずしも没落を意味するものではないであらう。

では、誰と誰が親子、または兄弟等の血縁の家族で、誰々が非血縁の抱等であつたか等の点に関しては人別帳等の史料が存在しないので明らかにすることは不可能である。

このため家族形態等は詳にすることはできないが、唯、先出の天正十二年の「間別銭注文」で間別銭の対象となつた在家が文祿検地ではどのように記載されたか、使地以後はどのように変化してゆくかについてみれば次の様にみることが出来る。

天正十二年当時の城後村の在家は十三軒と先項で推定したが、文祿使地では屋敷十四筆となつている。一筆一軒とすれば一軒多くなつていることになるが、十四筆の中には失人の屋敷一反二畝というこの村では桁はずれの屋敷が一筆含まれている。これほど広い屋敷地を持つ者に後継者がなく失人屋敷になるということは考えられないことであるし、一反二畝の屋敷はかなりな有力者であらうと考えられるので、仮にこれが間口十五間あつた城後三河守の屋敷であつたと仮定しても、城後三河守は城後田北氏の宗家であり、後継者を失つた場合、城後田北氏一族が宗家を失人屋敷にすることはまずないであらうと考えられる。

とするならば一反二畝というこの地方では桁はずれに広い失人屋敷をどのように考えればよいだろうか。推論が許されるならばこの失人屋敷は本村にあることから考えて、かつて田北氏が地頭として当地に内部以来、田北城（松牟礼城）の支城となつていた城後田北氏の域跡ではなかつただろうか。このため不要になつた域跡が城後田北氏の帰農後の文祿使地において、使

地帳に失人屋敷として記載されたのではないだろうか。このように考えれば一反二畝という大きな屋敷が失人屋敷となつても何ら不思議はないであろう。更に慶長三年の検地帳にはこの屋敷らしいものは見られないのも、この推定を裏付けているのではないかと考えられる。

さすれば城後村の屋敷は十三筆(軒)で天正十二年の在家の数と一致するのである。それでこの十三軒の屋敷が、文祿検地当時の城後村の主体をなしていたと考えてもよいであろう。

では文祿検地にみられる屋敷畑はどのように考えればよいか問題になるが、筆者は屋敷と屋敷畑の相違を次のように考えている。

即ち、中世にあつては在家として領主から間別錢徴収の対象とされた在家があり、城後村の場合は先述のように十三軒あつた。しかし、文祿検地の頃になると秀吉は「百性親子 親類、家一ニ二世帯不可住、別々に家を作可有之事」^⑥と小農民を独立せしむる政策を打出している。このような政策と相まつて、家は建っているが家そのものよりもむしろ畑地としての比重が高い、いわゆる田屋的な家、従つてかつては間別錢徴収の対象となり得なかつた家等も文祿検地ですべて屋敷として、その敷地を対象として同一扱いをしているのである。豊後国の場合には「検地帳表紙裏書」等で「屋敷石代」として統一石盛をした太閤検地の原則を知ることができる。

しかし検地帳記載の段階では、かつて間別錢徴収の対象であつた、いわば家格の高い家(旧来の特権を持つ家)の類が屋敷(舗)として記載され、それ以外の家が屋敷(舗)畑として書かれたのではないかと考えられる。このように考えれば検地帳にみられる「屋敷沓畝沓石・・」と「上畑沓畝沓石・・」^{屋敷}「屋敷畑沓畝沓石・・」等々書き分けられているのも納得できるし、先に隠居別家の例としてあげた祖母が屋敷畑に住んでいたことから、屋敷畑の性格を知ることができるのである。

このように屋敷と屋敷畑と書き分けてあるのは発言力が強く、旧来の特権を持つ屋敷諸百姓の権利保持の一つのあらわれであることとはできないであろうか。とすれば、これは安良城盛昭氏のいわれる「太閤検地に対する反革命」^⑧的な上層農民

の一種の抵抗のあらわれであつたのかも知れない。

以上のような観点から城後村をながめれば、古い家（屋敷）と文祿検地の段階で同格に扱われる様になつた屋敷畑とが同一石盛をされたところに、近世的農村としての第一歩を踏み出した城後村を見出し得るのである。屋敷、屋敷畑の書き分けは慶長三年の検地では見られなくなり、同十三年の検地では再び現われているが、この段階になると両者が混同され質的に変化してくるのである。（後述）

では屋敷または屋敷畑は本村と枝郷とにどのような割合で分布していたであろうか。本村・枝郷の別にながめると第十二表に示したように、本村に屋敷が八筆（失人屋敷は除く）、屋敷畑が四筆の計十二筆あり、中帳には屋敷が二筆、屋敷畑が一筆の計三筆、萩原には屋敷が三筆、屋敷畑が四筆の計七筆がみられる。

本村に屋敷請をしている者を改めてながめると惣兵衛が屋敷、屋敷畑を各一筆持つており、以下、七郎が屋敷一筆、善吉が屋敷二筆、宗徳、甚左衛門、九郎右衛門が各々屋敷を一筆、鉄丸が屋敷畑一筆を持つており、本村には都合十二筆（軒）の屋敷または屋敷畑があり、これを八人が持つている。

中帳には、本村に屋敷、屋敷畑を持つ八人が八歩の屋敷を一筆、浄泉が十八歩の屋敷を一筆、一石が二十歩の屋敷畑（下畑）を、筆もつているが、いずれも面積が狭いのが注目される。萩原には、萩原の持頂の太郎左衛門が屋敷一筆、屋敷畑二筆（内一筆は中畑）、源三郎が屋敷、屋敷畑を各一筆、一柱が屋敷を、祖母が屋敷畑をそれぞれ一筆あて持つており、都合七筆がみられる。

宮川満氏は著書「太閤検地論」^⑨で「屋敷持の多くのものは村請年貢の責任者としての徴収権をもつ農民であり、これに対して無屋敷農民の多くは前者の屋敷に同居ないし借住居して、ある程度の隸属関係を持つ家庭的構造をなしていたものと考えられる。」^(カ)ことを述べておられるので、この説を拝借して城後村をながめれば、右に述べた十四人のうち屋敷畑のみの所有者は鉄丸、一石、祖母の三人であり、これを除いた他の十一人の屋敷は先述の様に中世の（少くとも天正十二年以来の）在家と考えられる屋敷持百性であるので、或は彼らは文祿検地当時の村請年貢の徴税責任者のな旧来の特権を持つていたとしても不思議

(第12表)

屋敷・屋敷畑所有数及び所在地

第九表番号	屋敷持 百姓名	請作 面積	請高	屋敷・屋敷畑所在地								
				本村		中帳		萩原				
				やしき・ やしき畑	筆数 面積	やしき・ やしき畑	筆数 面積	やしき・ やしき畑	筆数 面積			
1	惣兵衛	反畝歩 17,5,25	石斗升合 17,741	や ヤ(上)	1 1	畝,歩 5,10 2,20						
2	七郎	20,5,00	16,567	や	1	.24						
3	太郎左衛門	16,6,23	12,778							や ヤ(上)	1 2	2,00 (2,25 ,16
4	善吉	11,2,18	10,986	や ヤ(上)	2 1	畝,歩 1,02 1,00 1,26						
5	源三郎	10,4,22	9,757							や ヤ(上)	1 1	1,10 1,26
6	八介	7,9,26	6,769	や ヤ(上)	1 1	1,24 1,10	や	1	.08			
9	宗徳	5,7,16	4,278	や	1	.08						
11	甚左衛門	4,2,28	3,562	や	1	2,00						
13	浄泉	4,1,28	3,181				や	1	.18			
20	鉄丸	2,2,12	1,704	ヤ(上)	1	4,00						
29	九郎右衛門	1,4,04	1,134	や	1	.20						
42	一柱	5,05	458							や	1	2,20
44	一石	6,10	380				ヤ(上)	1	.20			
52	祖母	1,10	133							ヤ(上)	1	1,10
57	失人			や	1	12,00						
計	屋敷				9			2			3	14
	屋敷畑				4			1			4	9
	計				13			3			7	23

(註) や=屋敷、ヤ=屋敷畑

ヤ(上)(下)=屋敷畑上畑、(中畑,下畑)

議はないであろう。

ともあれ、これらの屋敷請をしている百姓が中心になって、近世初頭における城後村が成立したものと考えてよいであろう。

(イ)文祿当時の耕地の状況

このようにして成立したと考えられる城後村の、文祿検地当時の耕地状況はどのようなものであつただろうか。

田方面積は五町二反六畝二十三歩、畑方は十二町五反四畝二十二歩で、畑の方がはるかに多くなっている。そして先項で述べたように同村の村位は「中ノ村」に位付されたため、田方、畑方共に石盛は第十三表に示した通りの石盛となつている。

田方の面積では中田が最も多く、二町三反余で、次いで下田、上田の順になり田方の平均石盛は一石五升九合で、中田の石盛よりもかなり低くなつている。

また畑方についてみれば下畑が最も多く五町八反余で、次いで中畑の四町余、上畑の二町余となつているため、畑方平均石盛は七斗五升三合九勺でこれも中畑以下の石盛になつている。

ついでに屋敷及び屋敷畑の石盛についてみると、検地帳「表紙裏書」の石盛より実際には高くなつて一石一斗一升になつてゐる。

村全体の平均石盛は八斗四升三合六勺で下田の石盛よりも低い石盛になつている。

ではこれらの耕地は本村と枝郷にはどのように分布してゐたであろうか。第十四表は本村と枝郷の耕地の分布を示したものである。本村には田畑合せて六町余、中帳には六町六反余とわずかに中帳が本村よりも耕地面積は多くなつている。しかし第十二・十四表に示したように本村には屋敷、屋敷畑合せて十三筆あり、中帳にはわずかに屋敷、屋敷畑が三筆しかなく、しかもこれはきわめて小面積のものであることから考えて、無屋敷登録人で中帳に耕地を持つ者の多くは生活の本拠を本村に置いていたであろうことが想像できる。

(第13表)

文禄2年田畑位付別構成並びに石盛

田品 位付 面積等	田				畑				屋 敷	総 計
	上	中	下	小計	上	中	下	小計		
面積	町反畝歩 1.24.21	町反畝歩 2.36.11	町反畝歩 1.65.21	町反畝歩 5.26.23	町反畝歩 2.23.26	町反畝歩 4.09.17	町反畝歩 5.89.15	町反畝歩 12.54.22	町反畝歩 31.24	町反畝歩 17.81.15
石高	石斗升合 16.207	石斗升合 25.971	石斗升合 13.565	石斗升合 55.743	石斗升合 23.127	石斗升合 32.727	石斗升合 35.562	石斗升合 94.594	石斗升合 3.178	石斗升合 150.337
石盛	石斗 1.3	石斗 1.1	石斗 .9	石斗升合 1.059	石斗 1.0	石斗 .8	石斗 .6	石斗升合 .753.9	石斗 1.0	石斗升合 .843.6

(註) 石盛は平均石盛以外は検地帳表紙裏書に示された石盛を示す。

(第14表)

文禄2年本村・枝郷別田畑屋敷等比較

田畑屋敷 本村 枝郷	面積	百分比	石高	百分比	屋敷及 畑敷	備考
本村	町反畝歩 6.08.24	% 34.2	石斗升合 58.804	% 39.1	や = 9筆 ヤ = 4	失人屋敷1筆を含む
中帳	6.64.07	37.3	49.269	32.8	や = 2 ヤ = 1	
荻原	5.08.14	28.5	42.264	28.1	や = 3 ヤ = 4	
計	17.81.15	100	150.337	100	や = 14 ヤ = 9	

(註) や = 屋敷 ヤ = 屋敷畑

ちなみに第十五表によつて右のことを確認してみよう。まず屋敷請をしてゐる者はそれぞれ屋敷、屋敷畑の所在地が生活の本拠地であることは間違いないであらう。そこで無屋敷登録人についてみると、分類Aの内、本村及び萩原のみに請地を持つ者は一応それぞれ請地に屋敷、屋敷畑を持つ百性と同居、またはその所有屋敷地内の別棟等に住む親子・兄弟等の血族ないしは抱的な存在の者で、生活及び生産活動の場は本村ないしは萩原であつたと考えてよいであらう。しかし、中帳のみに請地を持つ十三人が、中帳に屋敷、屋敷畑を持つ者の屋敷内で何らかの形で生活をするにはあまりにも中帳にある屋敷、屋敷畑が少なすぎるのである。とは云へ、萩原の七筆(軒)の屋敷、屋敷畑には萩原のみに請地を持つ無屋敷登録人が十人もあり、更にB欄に見るごとく萩原と中帳に請地を持つ者が二人加わることも考えられるので、萩原も飽和状態に近いであらう。とすれば最も屋敷、屋敷畑の多い本村に生活の場を持つ者が多かつたとするのが自然であらう。

(第15表) 請地の所在地別一覧

分類	請地の所在	屋敷(畑)持		無屋敷人	
		屋敷の所在地	人数	土地の多い所	人数
A	本村のみに請地を持つ者	本村	1人		11人
	中帳のみに請地を持つ者	中帳	2		13
	萩原のみに請地を持つ者	萩原	3		10
B	本村と中帳に請地を持つ者	本村	6	本村	1
	中帳と本村に請地を持つ者			中帳	1
	中帳と萩原に請地を持つ者			中帳	1
	萩原と中帳に請地を持つ者	萩原	1	萩原	2
C	本村・中帳・萩原に請地を持つ者	本村	1		
計			14		39
			53		

(註) B欄は請地の多い方を先に書いた。

萩原は請地の総面積五町余で、本村、中帳に比べて一町余少ない。しかしここは本村からやや離れているため、耕地の入組耕作が少なく、地理的に半独立の状態にある。このため萩原に生活の本拠を定めて開発が進められたで

あるうことを、太郎左衛門や源三郎のような開発領主的な規模農民のいることや、萩原全体のそのの半分前後を占めていることなどから想像することができる。これが慶長十三年の竹中倅地で萩原の村位変更(後述)を行いやすかつたのかとも考えられる。(未完)

(註)

- ① 本稿「城後村周辺の史的概観」『大分県地方史』四九号。
- ② 枝郷の中帳は、文祿倅地帳には「中帳」、慶長十三年の竹中伊豆守倅地名寄帳には「仲帳」と書かれているが、本稿では中帳に統一した。
- ③ 田北フサ子氏所蔵。
- ④ 速水融「倅地登録人をめぐつて」(一)『三田学会雑誌』五四卷。
- ⑤ 宮川満著『太閤倅地論』(2)。
- ⑥ 「野井日記」『史籍総覧』文祿二年一月一四日の条。
- ⑦ 倅地帳によつては「屋敷」に統一されているものもあり、また位付も中畑、下畑等の例外も見られる。
- ⑧ 安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と構造』(増補版)。

(付記)

本研究は昭和四一年度文部省科学研究費交付金「大分県における近世庶民史料の調査研究」(各個研究Ⅱ渡辺澄夫博士)の成果の一つである。